

報 告 第 1 1 号

損害賠償の額を定める専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月8日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

専 決 第 6 号

損害賠償の額を定める専決処分の件

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和8年8月12日専決

摂津市長 嶋 野 浩一朗

- | | |
|---------------|--|
| 1 事 故 名 | 普通ごみ収集中による物損事故 |
| 2 事 故 発 生 状 況 | 令和8年3月19日（木）午前10時30分頃、摂津市南千里丘6番地内集合住宅に係るごみ集積場において、普通ごみを収集後、公用普通塵芥車を集積場から退出させようとした際、職員が公用普通塵芥車の退出完了を確認せずに当該集積場の閉扉動作を開始したため、退出中の公用普通塵芥車側面に扉を接触させ、扉を損壊させたもの |
| 3 損害賠償の相手方 | 摂津市南千里丘6番37号
パークシティ南千里丘管理組合 |
| 4 損 害 賠 償 の 額 | 1, 323, 234円 |
| 5 過 失 割 合 | 本市 100% 相手方 0% |